



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 13 日 (火)  
第 8 5 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (361) (東部振興課) . . . . . 2 身体障害者福祉法による医師の指定 (362) (障がい福祉課) . . . . . 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (363) (〃) . . . . . 2 臨時種畜検査の実施 (364) (畜産課) . . . . . 3 保安林の指定の解除 (2 件) (365・366) (森林づくり推進課) . . . . . 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (367) (会計指導課) . . . . . 4 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (368) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4 指定居宅サービス事業者の指定 (369) (東部福祉保健事務所) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (370) (〃) . . . . . 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (371) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第361号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年6月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人スperl
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
田原 美恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、自閉症スペクトラム障がいの方をはじめとする障がいのある方とその家族や地域社会に対して、正しい知識の啓発や地域生活と社会参加を支援するための事業を行い、障がいのある方がその人らしく生活できることに寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第362号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
循環器内科	心臓機能障害	松田 隆子	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
整形外科	肢体不自由	岸本 勇二	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	林 育太	〃
脳神経小児科	〃	斎藤 義朗	〃

## 鳥取県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
松澤 充子	米子市新開五丁目 3-31	米子西クリニック	米子市彦名町1480 - 3	育成医療、更 生医療	平成26年5月 1日

**鳥取県告示第364号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 検査日時 平成26年6月16日（月） 午前10時から
- 2 検査場所 西伯郡南部町北方633 鳥取県中小家畜試験場
- 3 家畜の種類 豚

**鳥取県告示第365号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町北二丁目3202の1（次の図に示す部分に限る。）、3202の2、3202の3
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
公園用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第366号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字川下モ一714の121、714の122、714の124

- 2 保安林として指定された目的  
雪崩の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 鳥取県告示第367号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので告示する。

平成26年 5 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
硫酸ピッチ不適正保管に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県生活環境部循環型社会推進課  
課長 住田 明信  
課長補佐 藤井 道夫  
衛生技師 戸野 菜保子
- 3 委任期間  
平成26年 5 月13日から平成27年 3 月31日まで

#### 鳥取県告示第368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 5 月13日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
有限会社和企画	居宅介護支援事業所なごみ	倉吉市大原634-3	平成26年 4 月28日	平成26年 5 月31日

#### 鳥取県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 5 月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイサービスセンターさくら南安長	鳥取市南安長一丁目7-19	平成26年5月7日	通所介護

**鳥取県告示第370号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイサービスセンターさくら南安長	鳥取市南安長一丁目7-19	平成26年5月7日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第371号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人楽	倉吉市上井町一丁目12	アトスペースからふる	鳥取市興南町105	就労継続支援B型	平成26年5月1日

**公 告**

平成26年鳥取県公報第8577号で公告した（仮称）UFO叶に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年5月28日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第 3 条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため